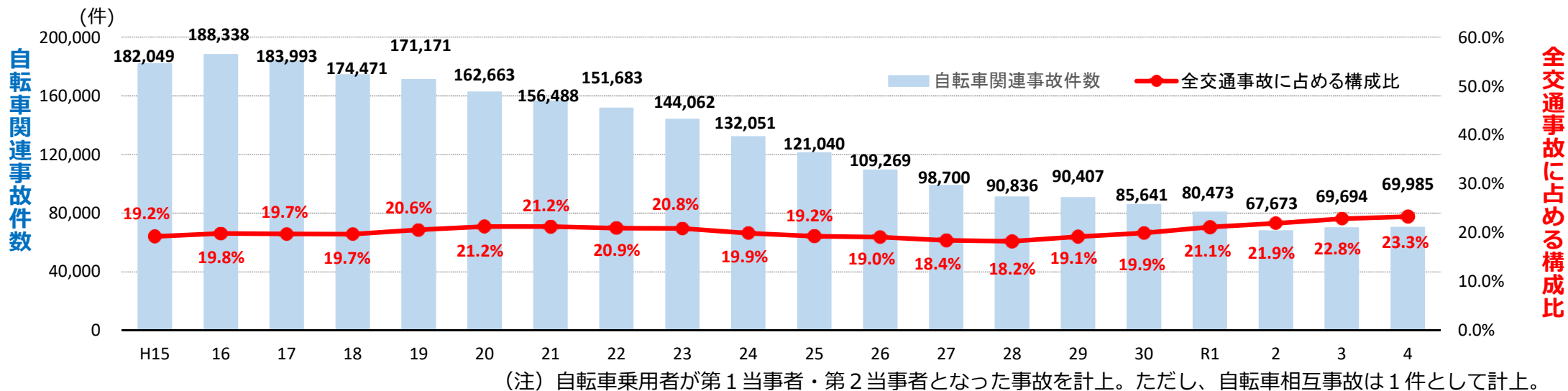


自転車関連交通事故の状況

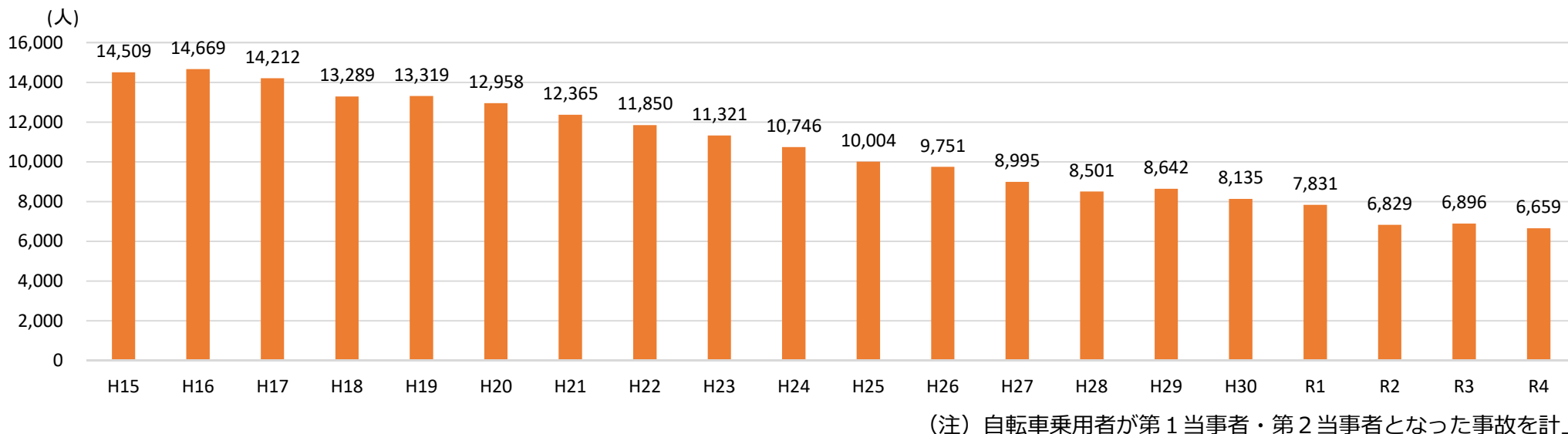
自転車関連交通事故の状況

自転車関連交通事故の情勢①

- 自転車関連事故件数（自転車第1・第2当事者）及び全交通事故に占める構成比の推移



- 自転車乗用中死者・重傷者数（自転車第1・第2当事者）の推移

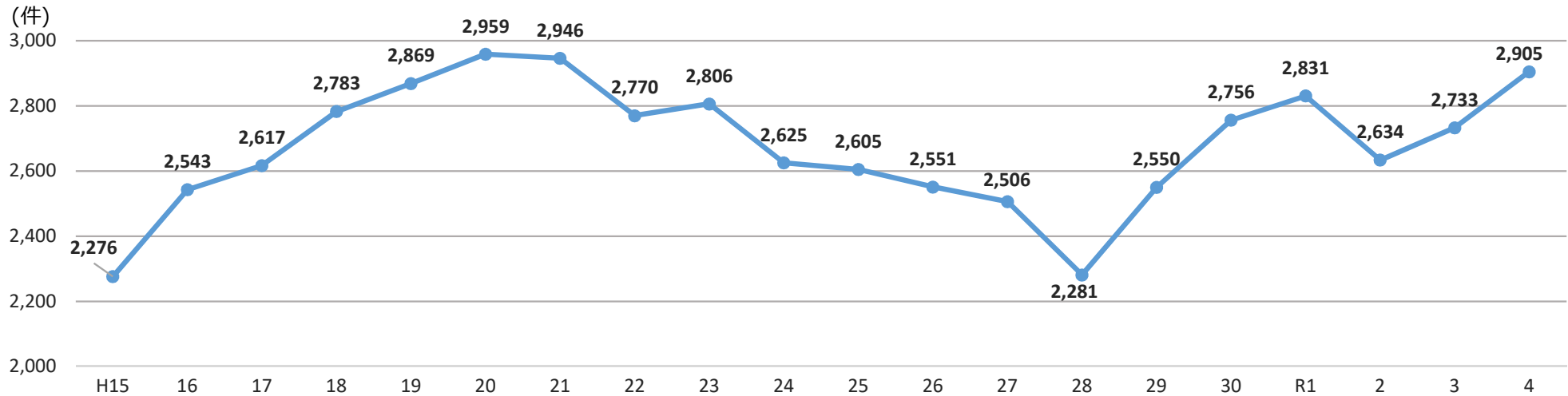


自転車関連事故件数及び自転車乗用中死者・重傷者数は減少傾向にある一方、全交通事故に占める構成比は近年増加傾向

自転車関連交通事故の状況

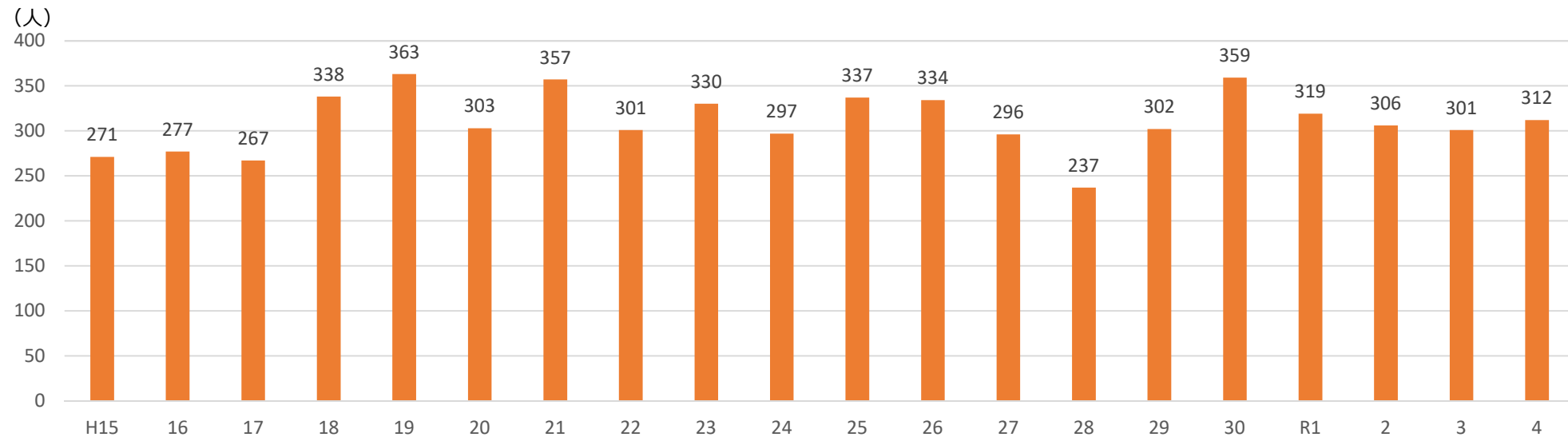
自転車関連交通事故の情勢②

● 自転車対歩行者事故件数の推移



(注) 自転車が第1当事者、歩行者が第2当事者の事故又は歩行者が第1当事者、自転車が第2当事者の事故を計上。

● 自転車対歩行者事故における歩行中死者・重傷者数（第1・第2当事者）の推移

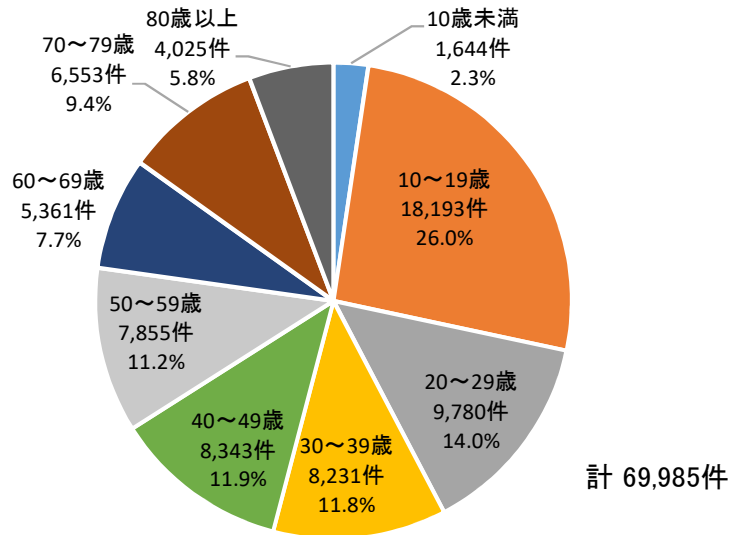


(注) 自転車が第1当事者、歩行者が第2当事者の事故又は歩行者が第1当事者、自転車が第2当事者の事故で、歩行者が死亡若しくは重傷となった事故を計上。

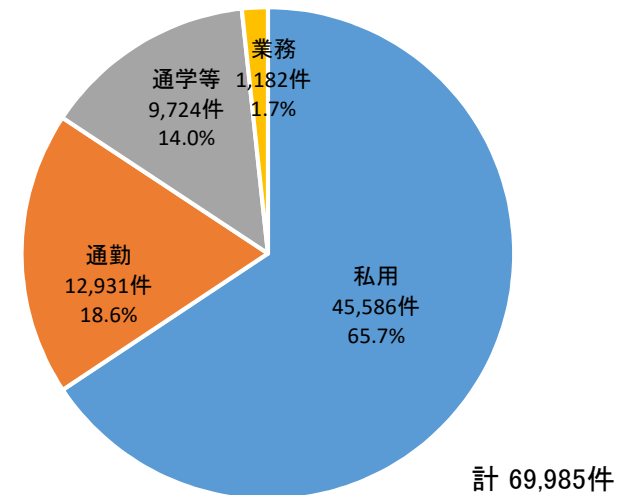
自転車対歩行者事故件数は近年増加傾向であり、自転車対歩行者事故における死者・重傷者数は横ばいで推移

自転車関連交通事故の状況

年齢層別自転車関連事故件数 【令和4年】

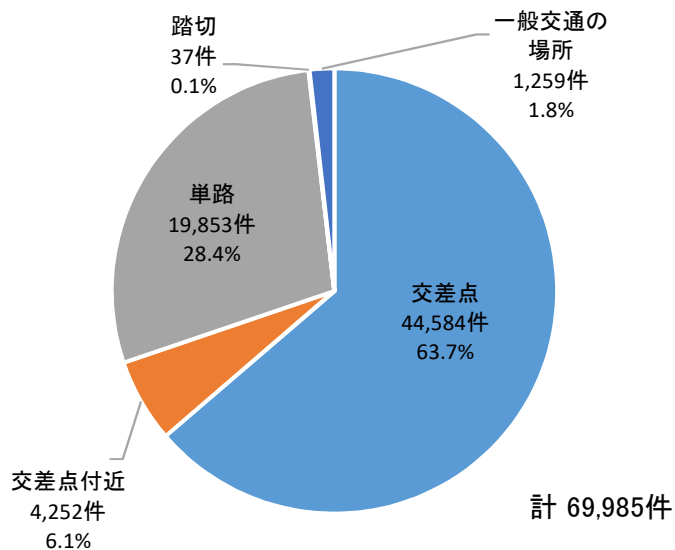


通行目的別自転車関連事故件数 【令和4年】



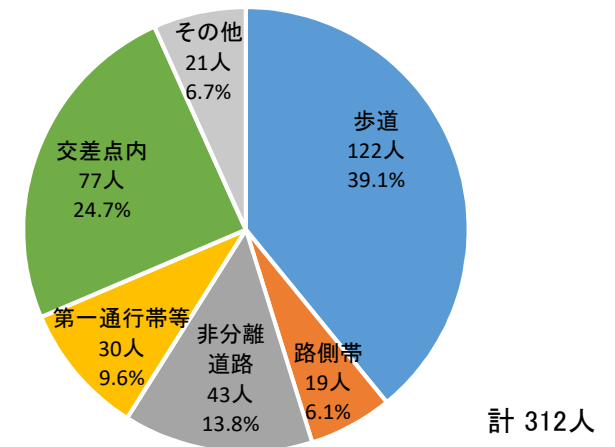
(注) 「私用」には、「買物」「訪問」「散歩(自転車含む)」、観光・娯楽等を含む。

道路形状別自転車関連事故件数 【令和4年】



(注) 「交差点」及び「交差点付近」には、環状交差点も含む。

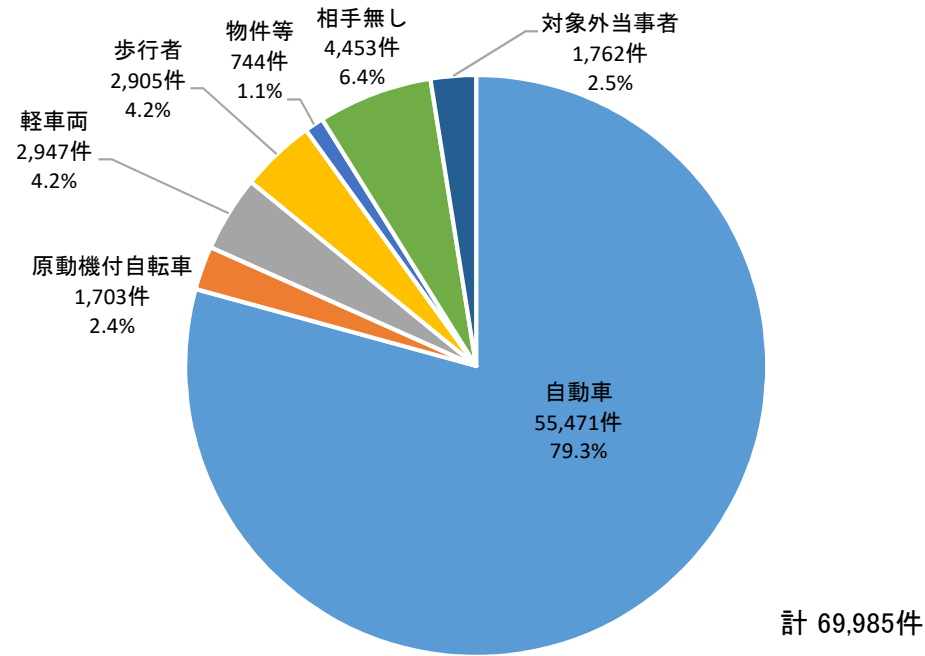
自転車対歩行者事故における 衝突地点別歩行中死者・重傷者数 【令和4年】



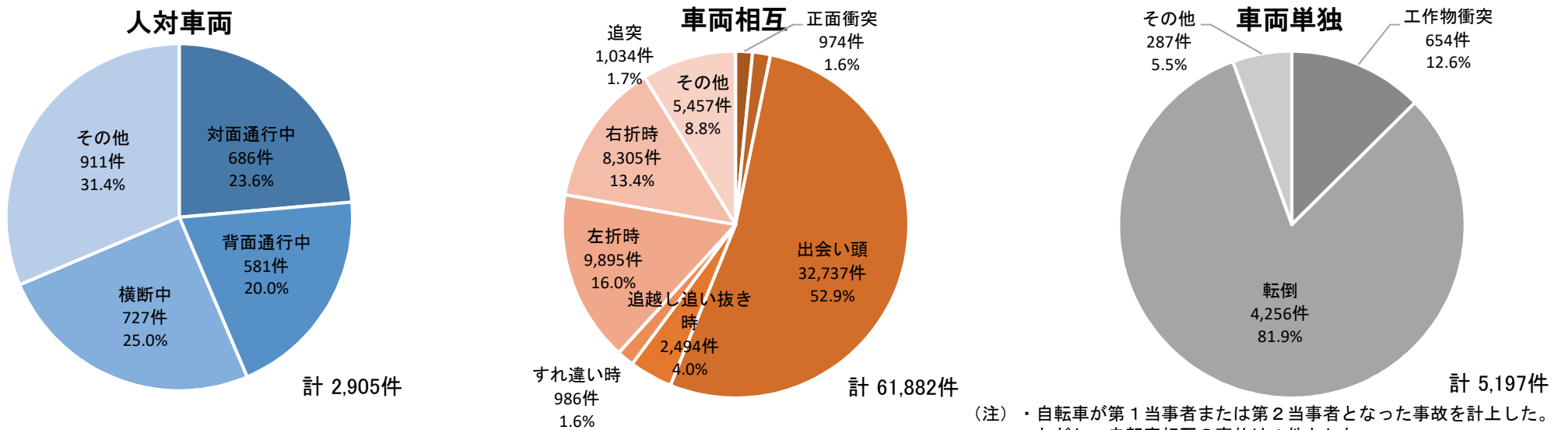
(注) ・自転車対歩行者事故において死亡又は重傷を負った歩行者(第1・第2当事者)の人数を計上した。
 ・「路側帯」とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路側寄りに、道路標示(白線)によって区画された部分をいう。
 ・「非分離道路」とは、中央線等により道路の中央が定められていない道路をいう。
 ・「第一通行帯」とは、中央線等により車両通行帯の設けられている道路の最も左側の通行帯をいう。

自転車関連交通事故の状況

相手当事者別自転車関連事故件数【令和4年】



自転車乗用者（第1・2当事者）の事故累計別交通事故件数【令和4年】



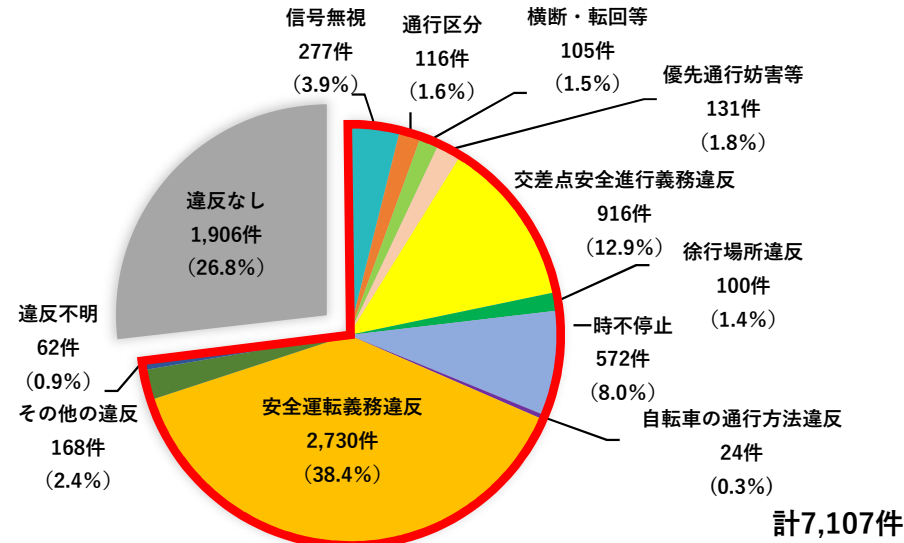
(注) ・自転車が第1当事者または第2当事者となった事故を計上した。
 ・ただし、自転車相互の事故は1件とした。
 ・「車両相互」には、列車は含まれない。

自転車関連交通事故の状況

自転車関連交通事故の情勢③

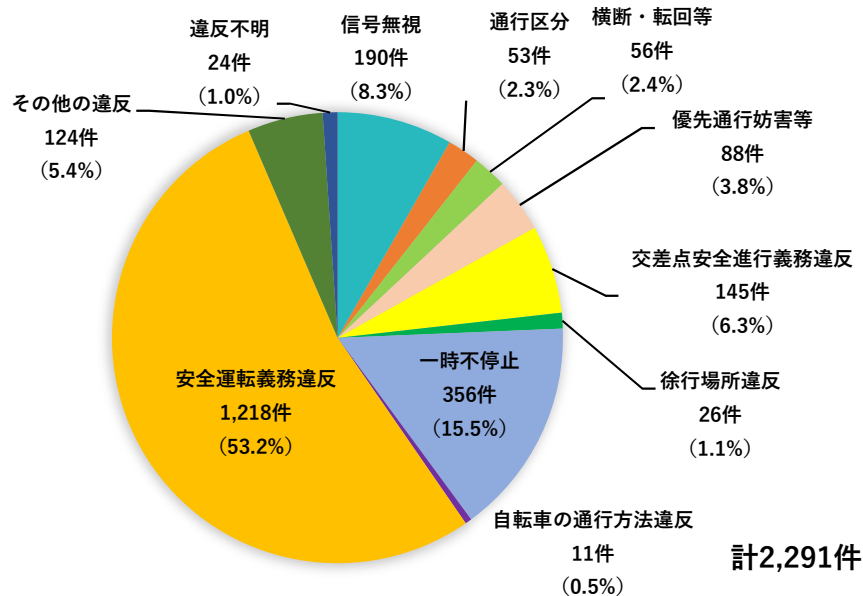
自転車乗用中（第1・2当事者）の死亡・重傷事故件数のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反あり

- 自転車乗用中（第1・2当事者）の法令違反別死亡・重傷事故件数（令和4年）

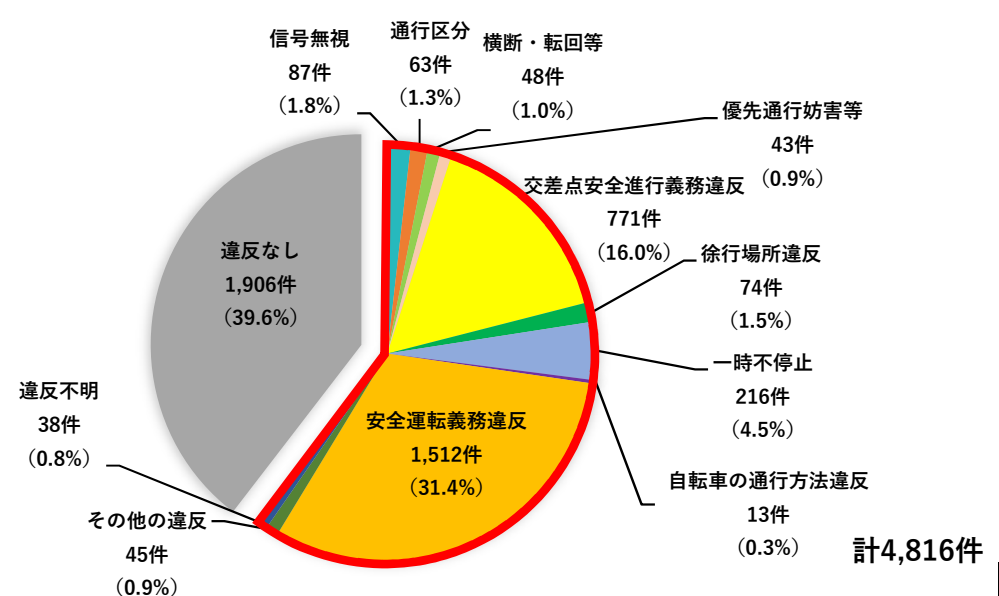


※自転車乗用者が第2当事者の場合であっても、約6割に法令違反あり

- 自転車乗用中（第1当事者）の法令違反別死亡・重傷事故件数（令和4年）



- 自転車乗用中（第2当事者）の法令違反別死亡・重傷事故件数（令和4年）



自転車関連交通事故の状況

自転車関連交通事故の情勢④

- 自転車運転者の法令違反が原因で、歩行者や自転車運転者が死亡したり重傷を負う事案が発生
- 交通ルールが遵守されていれば、悲惨な事故の防止につながった可能性

【事例1】 自転車と歩行者の死亡事故（平成29年）

事故状況：電動アシスト自転車が、自転車の通行が禁止されている歩行者専用道路上を、左耳にイヤホンを付けて音楽を再生し、飲料を持った右手でハンドルを握り、左手でスマートフォンを持って操作するなどしながら進行した結果、前方を歩行中の被害者に気付かず衝突し、よって被害者を死亡させたもの。

【事例2】 自転車と大型自動二輪車の重傷事故（令和3年）

事故状況：自転車が、身体に呼気中アルコール濃度0.7mg/l相当のアルコールを保有する状態で、信号無視をして交差点に進入し、信号に従い交差道路を進行してきた大型自動二輪車と衝突し、大型自動二輪車の運転者に加療約6か月を要する重傷を負わせたもの。

【事例3】 自転車と電車の死亡事故（令和2年）

事故状況：自転車が、身体に呼気中アルコール濃度0.2mg/l相当のアルコールを保有する状態で走行し、踏切内に進入した後に転倒、走行してきた急行電車を回避することができず電車と衝突し、自転車の運転者が死亡したもの。

【事例4】 自転車と大型貨物自動車の死亡事故（令和4年）

事故状況：自転車が信号交差点を横断する際、信号無視をして横断したことから、左方交差道路から進行してきた大型貨物自動車と衝突し、自転車の運転者が死亡したもの。

(参考) 交通ルールを無視する自転車利用者に対する批判・指導取締りの強化を求める声

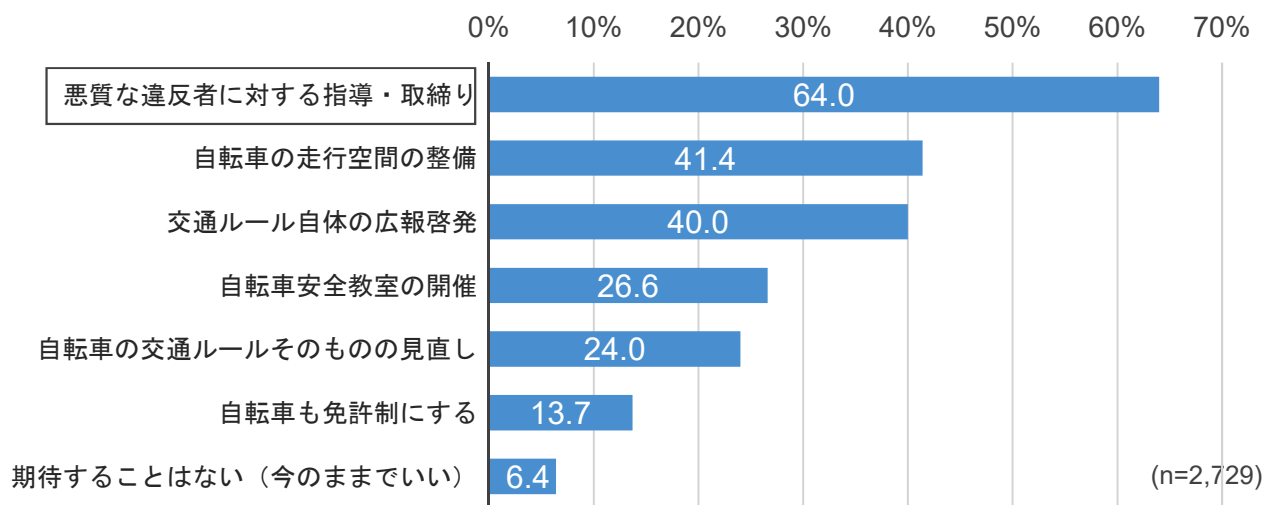
過去の有識者検討会、都道府県議会、地域住民等からの指摘

- 未だに自転車は逆走で左側通行すら守れない。(過去の有識者検討会)
- 自転車が非常に危ない。交通ルールを乱していて、実質上何の取締りもできない。自転車をどうするか、方向性を決めていかないといけない。(過去の有識者検討会)
- 自転車対策は3つの柱でやっていくとのことだが、これでどのように効果が出てくるのか分からず、事故が増えている中で今までと変わらない対策なのではないか。自転車利用者の意識を変えるくらい徹底的に取締りをやっていただきたい。(県議会)
- 歩道をかなりの速度で走行している自転車が多く、子どもを連れていると危険に感じることから、定期的にと取締りをしてほしい。(地域住民)

国民へのアンケート結果

6割超が「悪質な違反者に対する指導取締り」を要望している。

自転車利用者のマナー向上・安全確保のため警察や行政に期待すること(複数回答可)



【概要】

自転車の交通ルールについての理解度等を把握するため、国民対象のアンケート調査を実施

【実施時期】

令和3年1～2月

【対象者】

運転免許試験場に来場した者や交通安全教室に参加した者
(有効回答数：2,729人)

- ※ 年齢・性別に偏りがないように配慮
- ※ 免許非保有者からも回答を受領